

平成 2 0 年 東京都税制調査会  
第 2 回小委員会  
議事録

日 時 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 ( 月 )

場 所 都庁第一本庁舎 南側 3 3 階特別会議室 S 6

平成20年 東京都税制調査会

第2回小委員会

平成20年4月14日(月) 16:03~18:00

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【青木小委員長】 本日もお忙しいところ、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

東京都税制調査会の小委員会、本年度の第2回から第4回、3回分になりますけれども、この部分は、有識者の方からのプレゼンテーションということでお願いをすることになっております。

本日も、有識者のすばらしい先生においでいただきましたので、小委員会委員以外の特別委員の先生方にもお声をかけさせていただきました。内田副会長をはじめ多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございます。

つきまして、そのプレゼンテーションを行う回については、本日もそうですけれども、会議を公開とさせていただきますので、ご了承をください。

本日のプレゼンテーションのテーマと申しますか趣旨でございますけれども、都税調で本年度の検討事項としております消費税、地方消費税について、お伺いをするということで、第一人者の方々においでをいただきました。一橋大学大学院経済学研究科の田近教授と、株式会社三菱総合研究所主席研究員の白石さん、お二人にお願いをいたしたところで、お二人のプロフィールについては、お手元の資料をご覧ください。

それでは、時間もおしておりますので、早速ですけれども、まずは田近先生の方からプレゼンテーションをお願いいたします。よろしく願いいたします。

【田近教授】 ご紹介に預かりました田近です。よろしく願いします。

いただいた時間どおり、三、四十分、お話しさせていただきたいと思っております。

プロジェクターをご用意していただいているので、これを見ていただきながら報告させていただきます。

今日は、消費税について何か報告してほしいというご依頼を受けました。それで、ただ、予定表をご覧になっていただくとお分かりのように、今日、次回と、消費税についていろいろな角度から議論するということですので、私としては技術的なことよりも「社会保障とその財源」というくくりで、その中で消費税とどう関わるかというようなことを話していきたいと思っております。

それで、早速なんですけれども、税だけ取り出して、ここで消費税、「かける」というのは、いろんなやり方があります。小売りにかける場合もあるでしょうし、事業税的な形でかけるのがあるでしょうし、そのような、それぞれ消費にどうかけるかという議論も重

要ですけれども、申し上げたように、ここでは日本の財政全般を考える中で消費税が最終的にはどう関わるのかというようなことで、日頃思っていることをお話ししたい。お手元の資料、なぜ、それなりの資料をつくってきたということも含めて、追ってお話しさせていただきます。

まず、日本の「1. 財政の現状」ということで、「歳入と歳出の一体改革の必要性」。一体、日本の財政を管理する上で、どこが本質的な問題なのかというような、私の日頃の考えをお話しさせていただきたい。

それから、「2. ドイツの取り組み」、経済的にも我々と比肩できて、大きさ、人口も8,000万程度と大きいと。そして、その中で東に東欧の諸国、そして南の方にはスペインとかそういう国も控えて、その経済のグローバル化の中で、なかなか苦労している、そのドイツの取り組みというのを、ひとつの参考にしてみたいということで出してみました。たまたま昨年になりますか、そういう経緯でドイツに調査に行ってきました。

それから、「3. 日本の税制の問題点と抜本改革」。いろいろ議論できるんでしょうけれども、新し物がりやかもしれませんけれど、この4月にOECDからエコノミックサーベイが出ました。その中の一章が日本の税制改革ということで、それを材料に話していきたいと。そして消費税へという流れで。

まず、「財政の現状」ということで、歳出と歳入の一体改革の必要性。ざくっと言って、これが07年度の一般会計の内訳ですけれども、83兆円ぐらいあると。そのうち国債費が25.3%と。地方交付税交付金が18%と。そして、社会保障費25.5%と。足すと70%ぐらいになっちゃうわけですね。残りは3割しかない。端的に言うと、日本の国の予算を見るときに、いろいろ無駄遣いとかあると思いますけれども、この3つで、もう7割を占めてしまう。

ちょっと見にくいんですけれども、私この表は好きなんですけれども、これは財務省の財政制度等審議会などでよく作っている表だと思うんですけど、これは印象的なことを言わせていただければ、一般会計が83兆円の支出、国債費が21兆円。地方交付税が15兆円。いわゆる、この部分が中央政府にとっては義務的というか、受動ではないんですけれども、外に出してしまうお金と。この残りが、その国債費、地方交付税交付金を除いたのが、いわば中央政府の自分の決定の範囲、というのは一般歳出ですけれども、このうちのほとんど半分が社会保障になっている。

よく社会保障費が増えると言いますが、社会保障で一体どういうふうに使っているんだということなんですけれども、金額的に言うと、社会保障費で20兆円ぐらい使っていると。額的な話ですけれども、医療で8.4兆円、年金で7兆円。介護保険というのは意外に大きいんですね、もう2兆円かかっていると。そして、いわゆる福祉その他で3.7兆円と。次の話をしてから、また戻った方がいいと思いますけれども、申し上げたように、日本の財政というのは、正直言って非常に硬直化しています。先ほどの数字をご覧に

なって、それに関して特に異論がある人は、あまりいないと私は思います。その硬直化している理由、つまりこの大きな固まり、国債費というのは、もう払わなきゃならないもの、あるいは赤字にしたときに発生するものですけれども、問題の地方交付税交付金と社会保障費をどう考えるかというのが、やはり日本の歳入・歳出改革のときの、私は要になると思います。

今日の本題ではありませんけれども、地方交付税の問題としては、やはり私は既に多くの場で繰り返し指摘されていますけれども、総枠としての地方、都道府県、市町村合わせた歳出が地方財政計画によって決まると。そして、それに対して、今、都道府県、市町村を合わせた歳入ですよね。自前の税金であったり、あるいは実は公債収入も入るわけですが、そういうものを、自前の収入があると。その総枠としての歳出と歳入の違いというのを、実は国が地方に提供して、地方全体の予算のたたまいを整えてあげるのが交付税だと。つまり、それを財源保障機能というわけですが、そうした交付税の決まり方の適否というのが、ここでの本質的な問題だと思います。ただ、これは今日の本題ではありませんけれども。

社会保障、これがむしろ本題ですけれども、皆さんが高齢化していくから社会保障費というのは高くなるだろうと。それは避けられない。そして、実際避けられないものとして、21兆円もかかっているわけです。このお金が、内訳は今申し上げたとおりだとしても、どういう形でお金がかかっているんだという、そのメカニズムについて一言申し上げると、医療ですけれども、国民健康保険を取り上げても、この4月から成立した後期高齢者の医療保険を取り上げても、あるいは時間がないので介護保険を取り上げてもいいんですけれども、結局、何がその財政支出に共通しているかということ、こういうことです。

例えば後期高齢者の場合を例に挙げると、いろいろ問題となっていますけれども、75歳以上の方はそれぞれ保険料を払ってくださいと。定額6,000円か何か払ってくださいと。その上に、給付を受けたら1割負担はご自分でなさってくださいと。自分の自己負担を除いた医療給付の、実は半分が自動的に国や地方から出ます。地方の部分はさらに、先ほどの地方交付税が補填される場合が多いですから。そうすると、後期高齢者の医療費の給付額の半分が自動的に、広い意味では国から出て行くわけです。介護保険も実は同じです。実は同じというか、介護保険の仕組みというのを後期高齢者に入れていったと。これは、厚労省の言葉で言うと一元化という言葉ですが、そういう形で入れてきたと。

したがって、どういうことが起きるかということ、医療費が増えれば自動的に社会保障費が増えるわけです。言ってみれば、非常に大きな歳出の需要があって、それが熱風みたいになるわけですよね。それが増えると、その熱風の遮断壁がなくて、ファイヤーウォールなしにいきなり熱風が、国の財政に吹き込むと。これが日本の社会保障の財政から見ると、私から言わせてもらおうと最大の問題です。

熱風がいきなり、ファイヤーウォールなしに高齢化社会の中の医療費・介護給付費が熱

風のように、一般会計に吹いてくる。その吹いてくるのを止めるにはどうしたらいいかということですね。もちろん1つはファイヤーウォールをつくって、入ってこないようすればいい。しかし、そんなことは現実的にはなかなかできないわけで、そうすると熱風の量や温度を、量を減らしたり温度を下げましょうと。どういうことかということ、医療費全体を管理しましょうと、そういう話になるわけです。ところが医療費というのは、GDPに見て日本は7%ぐらい。アメリカの例は適切じゃないと思います、15%ぐらいいっていますから適切じゃないと思うんですけども、いわゆるOECD諸国は8%、9%です。

すると一方で、GDPの6%の医療費で何を言っているというか、それでやっていけるんですかという議論もあるけれども、ご覧になっていただくと、これだけ社会保障費が増えていると。すると、どうするかということ、医療費の総額をコントロールする。ですから、よく考えてみるとおかしな話なわけです。我々がコントロールするのは、財政の支出なわけです。いいですね。財政の支出をコントロールするには、いきなり直接的に医療費をコントロールしなきゃいけない。

なぜ、メタボ、あまり大きな声で僕も言えないんですけども、メタボだとか何とかとここではやり言葉になってきたかということ、事情はこうです。今言ったメカニズムで、つまり後期高齢者の給付費の半分、それから介護保険の給付金の半分以上を、直接広い意味で国が負担する。その負担を減らすためには、医療費・介護給付費を減らすことだということになるわけです。

医療費を減らすにはどうしたらいいか。それは、その保険の点数とか、いろいろ下げてきたけれども限度がある。一方、国の方は、特に諮問会議ですけども、もっと下げると。それに対して厚労省は、数字に手をつけるのは嫌だと言ったわけです。その代わり生活習慣病の管理をしましょうと。入院の日数を減らしましょうと。それによって、結果として医療費を下げます。したがって、メタボの検診というのは、生活習慣病を減らすためにやってくださいという、僕がもっとスリムならもっと大見得を切って言うんですけども、いわば厚労省のアリバイ作りとしてやっているわけです。問題はそこではないわけです。問題は、社会保障費をどう管理するかということであって、もちろん切り離せる問題ではありませんけれども、医療の適切な給付とそのあり方とは必ずしも一致していない。したがって、その関係の整理が必要だというのが、ここです。

社会保障の多くを社会保険とすることによる負担調整が必要と。ここで、医療費・介護給付費の総額の一定割合を自動的に公費へのツケとする総枠管理的な方法を廃止して、私の意見は、そうじゃないんだと。その負担ができないそういう個人に対して救済すべきなんだろうと。その結果、どれだけ社会保障費が高くなるかは次の問題ですけども、広い意味の国が救済すべきは、国保ではなくて、後期高齢者保険ではなくて、個人だろうというのが私の考えです。そのようなことを踏まえて、したがって、そういうバックグラウンドで、結局、税をどう仕組むかということに、私は、政策的には来るべきだと思って

います。

ドイツの取り組みということで、たまたまドイツに行ったり、先ほど申し上げた関心から見ていますけれども、これはIMFの資料を使って見たものですが、少しこれをご覧になっていただきたいんですけど、これがドイツの経済成長率です。左側を見てください。2002年ぐらいに物凄く経済成長率が下がったんです。そして、それ以後、結果的には回復していますけれども、それに伴ってプライマリーバランスも下がっていった。そして、財政赤字がGDPの3%よりももっと悪くなったと。いわゆる、EU諸国の安定成長協定というのは、皆さんも耳にタコができるぐらいお聞きでしょうけれども、フローの財政赤字は3%以内にしないと。そして、残高の債務・GDP比率は6割までにしないとというのが、EUの安定成長協定の約束です。

ドイツが、この2002年から03年、04年と実現できなかった。よろしいですね。ただ、後でご覧になっていただきますけれども、財政赤字というのは、プライマリーバランスじゃないんですよ。利払いも含めた赤字が3%です。これが実現できない。何をしたかということなんですけれども、付加価値税を16%から19%に引き上げた。そのうち2%は財政赤字の削減で、1%は雇用保険料を6.5%から4.2%に引き下げたというふうに使いましたということです。つまり、付加価値税、消費税ですけれども、消費税を上げて財政再建をするんだと。すぐにお見せしますけれども、この状態でドイツは再建を迫られたわけです。そして、経済活性化のために法人税率を38.7%から30%に下げた。それ、今日は本題ではありませんけれども、そのために課税ベースを広げた云々です。それから、やはり日本と似ていますけれども、金融所得税の源泉課税を行ったということです。

そういうことを踏まえて、あと残りの時間で、じゃあ、日本の税制に、どこに問題を見つけたらいいかなんかということなんです。そして、その中で消費税というのがどういうふうな役割を果たすんだらうと。

自分たちの書いたものもいろいろありますけれども、今日、もっと気楽に来るつもりで資料をつくったので、新し物がりやだということで、皆さんもこれ4月のOECDのエコノミックサーベイですから、僕もダウンロードして見たばかりですけれども、その拾い読みをさせてください。

トーンとしては、このOECDが言っているのは、財政再建が必要で、歳出カットだけで日本の財政再建ができるなんてことはないでしょうと。税制改革も必要ですよと。その問題の税制に関して、それぞれの税にわたって、これからざっと言いますけれども、私から見てもまあそうかなということを行っています。もっとも、調査の人たちが僕のところにも来て話したし、僕らのやった仕事の表も、この本の中に出ていたりして、我々の考えが反映されたのか、彼らの考えを僕が反映しているのか、よくわかりませんが、それは皆さんがお考えになって。

そんなことで、OECDが何を言っているかというのは、もう、刺身のつまではないですけれども、にしながら話させてください。

これは、さっき言ったドイツとの比較です。これが、日本の財政赤字になる、プライマリーではないです。ネットレンディングというか、ご覧のとおり、日本の最悪のときに、いいですか、GDPの8%とか、そのぐらいの借金をし続けてきた。その結果、債務残高が180%ぐらいになると。

ちょっとおもしろいのは、この下の方の棒グラフがネットです。何か埋蔵金の話とちょっと似てくるんですけど、日本政府はデットとしては持っているけれども、片一方としてアセットも持っている。そのアセットを引いたネットの残高がこれですよと言っているわけです。ただ、ネットの部分は、例えば年金基金の百何十兆円が政府のアセットなんですかといたら、それは皆あり得ないと。年金自身の年金債務というのは700兆円ぐらいあるわけですから、それはあり得ない。昔の財投の貸しているお金が、じゃあ全部アセットなんですかと、それもあり得ないだろうというわけで、帳簿上の資産額を引いたところで、どれだけの意味があるかわかりませんが、これが出ているということです。

これがデットのGDP比率ですけれども、ほかの国と比べても高いというような話です。ここで言っているのは、先ほど言ったようにOECDはこう言っているわけです。日本政府のプロジェクトを見たらこうなっているんだよと。つまり、日本の国と地方を合わせた財政がbalancing the public debt ratio、だから今の180%というのをそのまま押さえ込むには、GDPの4%から5%のプライマリーバジェットの黒字が必要ですと。そのためには、それにほとんど相当する部分の税金が必要ですとということを言っているわけです。まあ、その数字は大体そんなものだと思っと思っています。

これはOECD諸国における日本の税金比率ですけれども、国と地方を合わせたもので、まあ低いと。スウェーデンが高いのはよく知っていますけれども、だから何だという気はしませんが、まあこういうことです。

最終的に今日のエクササイズみたいなんですけど、これご覧になっていただいて、これが日本のtax revenue、国・地方を合わせたと思いますけれども、一番下がDirect taxes on households、家計の直接税、所得税みたいなものです。それから、Direct taxes on business、これは法人税や法人事業税、それから法人住民税というものです。それから、Social security contributions received by government、これは社会保険料です。それから、Property taxes、これは固定資産税、それから、Indirect taxes、これは消費税を含めた間接税。ご覧になっていただくと、税制改革のときに、僕はある意味でこれはヒントだと思うんですけど、一体どういうふうな方向に日本は行くべきなんだろうということなんです。

家計の直接税というのが、ご存じのとおり2000年の終わりぐらいに大減税をして、やはり減っています、シェアとして。その下げ止まったというような感じです。それから、法人税収が上がっている、相対的に。そして、社会保険料というのが、当然ですけど増えていると。間接税というのが、まあ、ある一定の規模であると。これをどういうふうに見直すべきなんですかというのが、issueなんだろうと。

次に、三菱総研の白石さんの方から、より詳細な説明があると思いますけれども、これから今、何を話すかという、日本の各税をざっと見ていきましょうというようなことです。

付加価値税で、これはいろんな国があるけれども、法定税率は日本が一番低いですよ。まあ、そんなことは皆さんもご存じだと思います。一番高い国が、たしかデンマーク、ノルウェー、スウェーデンの25%ぐらいだと思います。これがおもしろいですが、消費税を議論するときに我々もやるんですけれども、どのくらい効率的な税なんだろうと。

青いここをちょっと見てもらって、この下が100%とこうあります。これ、どう見るのかというと、こういうことです。仮に消費税が1%だったとしますよね。実際に消費統計を持ってきて、マクロな消費額を調べると。そして、消費税の額を調べると。いいですよ。マクロの消費額に対して消費税の割合を計算すると。それが1%だったとしますよね。消費税が1%。そうすると、消費税は寸分の漏れなく取れたということで、そのときが100です。つまり、法定税率だから、消費税の1%を掛けると。実際、統計をみたら消費額の1%が消費税になっていたと。それが100です。そうすると、日本についてよく指摘されるんですけれども、日本の消費税というのは単一の税率で、決してインボイスもあるわけじゃないんですけれども、世界に比べても6割から7割、ほとんど消費税で取れるところのいい線にきています。だからこそ、この税が多くの人々の心配になるわけです。つまり非常に強力な税なわけです。消費税1%で、GDPの大体0.5%から0.6%取れます。それは消費の割合に近いものです。つまり、GDPの消費の割合掛ける0.7ぐらいが実力ベースと。まあ、こういう認識です。

足早にせっかくしゃべらせていただくので、法人税もしゃべりたいと思って出してきちゃったんですけど、これ、法人税ですけども、これは国、地方を合わせたいわゆる国の主税局による実効税率みたいなものなんですけど、2000年と2006年で、これが日本です。アメリカです。これがドイツですけども、さっき言った説明でご覧になったように、これがどんと下がります。この上の線がOECDの2000年で、これが2006年の平均です。だから、どう見ても日本の法人税率というのが、突出して高い。

これが、法定税率の推移ですけども、これが日本です。日本も下がってきています。ただ、40%ですけども。ほかの国とは、もう比べようがないわけですけども、これがユーロゾーン云々ですけども、こっこの範囲にほかの国は入っているというわけです。

それから、これもおもしろい、税制改革のキーポイントの1つなんですけど、R&Dを



どう考えるかということで、R & Dを1ドル払うと、一体どのぐらい企業に戻るか、キックバックされるかという額がこれです。つまり、0.4ということは、1ドルR & D減税すると0.4戻ると、企業にね。という話です。そうすると、たしか日本はここなんですけれども、意外だと皆さんお思いかもしれませんが、この辺にあるのがヨーロッパの国です。だから、ヨーロッパより税率は低いわけですけど、R & D減税というのは、そんなにむちゃくちゃにやっているわけじゃない。実は、この辺が法人税の議論の、今、水際の1つだと思うんですけど、これをどう考えるかというような話です。

これは、だからOECDの人が考えたのか、日本人と話していて彼らが問題意識を持ちあったのかわかりませんが、赤字法人の割合が高くなっているとかいう話です。

これも資料としておもしろいんですけど、これは法人税の課税所得です。すると、GDPに対する法人税の課税ベースが広い。課税ベースが広いんだから、税率は低くても大丈夫ですよと、こういう関係です。つまり、税率が低くても課税ベースが高ければ税は取れるわけです。すると、大体それはそんな関係というのがOECDも必要と。おもしろいのは、GDPに占める法人税収の割合です。いいですか。税収の割合です。これは法人税率です。そうすると皆さん思うのは、法人税率が高くなれば、当然法人税の収入も増えるはずだ。ところが見てもらうと、これは全然相関ないわけですよ。つまり、税率と法人税の収入というのは別物なわけです。同じように大切なのは、課税ベースをどういうふうに考えるかというのが、ここの問題意識です。

その辺が実は、今日の話のあとにもつながってきますけれども、これが日本の、というか世界の、sub-nationalというのは、地方の税収の構成です。イギリスというのは、もう地方税ってないですから、あるとすれば、これは額じゃないですよ、割合ですからproperty taxしかない。日本のこの大きな部分は、皆さんおわかりになるように企業課税です。アメリカが実はステイトの法人税があるとか言っていますが、こんなものしか取っていない。イタリアがなんで多いのか、まあ多少は知っていますけれどもイタリアは多い。フランスは多いですけども、我々が経済的に相手にするような国で、ある意味で日本でこれが突出して高いということもいえると思います。

そんなことで、いろんな議論がありますけれども、あと5分かそこらで消費税に結びつけて終わらせますけれども、これは僕が言っているわけじゃなくて、OECDの税制改革ということで、地方の法人税をどうしますかということを行っています。地方の法人税というのは、何か貧しい地域と高い地域で格差もあるし、それから景気変動も大きいですよ。こういう問題は、pro-forma schemeと書いていますけれども外形です。英語で言うと、外形標準課税というのはpro-formaというんですね。外形標準課税で対応できるんじゃないかと。ただ、OECDが言っているのは、OECDカントリーでは、こういうのはもうやめたんだと。フェーズアウトとか、足を洗っているんだと。なぜかといえば、それが企業の負担になって、job creation、busi

n e s s i n v e s t m e n t に対する阻害要因になるからだ。あとは、外形的にかけると、経済の所得と関わらず取られちゃうわけですから、それがビジネスの破産かどうか知りませんが、困難な問題を引き起こすとか、そういうことを言っている。

あと、印象的なのは、これは僕はおもしろいと思ったんですけど、OECDですからいろんな国を比べるんです。これは何かというと、賃金所得をとって、賃金所得の一体どのぐらいの割合が課税所得になっていますかということです。すると、日本がこんなに低いというのは、皆さんご存じのとおり、これは給与所得控除です。だから、日本の個人所得税の問題というのは、1つは、さんざん我々繰り返して言っているわけですが、特に給与所得控除が多い。それは、世界的に見るとこうですよ。これ初めての図だと思います。

これは、私と一緒にやっている八塩君のペーパーをグラフにしてくれたんですけど、こういうことをやっているかということ、サラリーマンの一番貧しい人から豊かな階層までとると。いいですか。そうすると、これが平均的な税負担です。貧しい人から豊かな人に対して上がっていくと。すると、皆さん、これが何かとお思いかと思えますけれども、これは社会保険料です。だから、階層まで何が高いかということ、日本の国民は、サラリーマンは、高いと思っているのは税じゃなくて社会保険料なわけです。これをコンバインしたのが、これになる。

だから、所得税を改革していくときに、これは消費税と絡むんでしようけれども、今や社会保険料負担を同時に考えないで所得税だけを考えていても、我々の生活実感には応えることはできないということです。

というようなことをいろいろ言って、彼らは彼らなりに主張しているわけですが、

おもしろいことを言っていて、11月の政府税調の答申というのは、まあ、大体いい線をいっているよと言いながら、それとOECDのこの税制改革案とどこが違っているかということ、彼らは言っています。おおむねオッケーだけど違うと言っているのは、これは消費税を目的税化するということを税調は言っているよねと。だけど、それは少し軽率じゃないのかと言っているわけです。つまり、これからソーシャルスピニング、社会保障費は増えていくけれども、そのとおりだと。だけど、日本が税収が必要になってくるのは、社会保障だけじゃないだろうと。他のことも必要になるんだから、消費税は社会保障費だというのは、ちょっと短絡じゃないのと言っているわけです。

それから、さっき申し上げた *pro-forma*、外形標準課税については、OECD カントリーの多くはそれをやめていますということを言っています。R & D 減税については、何遍も言うように、僕はこれが最前線の1つだと、今思っているんですけど、まあ微妙なところで、それがどれだけ役に立ったのか検証が必要ですよというようなことを言っています。そして、個人所得税については、先ほど申し上げたとおり、所得格差もあるでしょうと。そして、私流に翻訳させてもらうと、そのときに所得の低い人が負担し

ているのは社会保険料でしょうと。そこまで同時に考えたときには、E a r n e d I n c o m e T a x C r e d i t、その勤労所得税額控除みたいなものが必要ですよというようなことを言っています。

というようなことで、O E C Dの紹介をさせていただきながら、日本の税制をどう考えたらいいのかと。あとは皆さんの議論のところで一緒に考えていけばいいんですけども、結局日本の税制で、家計の直接税をどう考えますか、企業の直接税をどう考えますか、社会保険料、なかなかこれは動かせませんが、これがこうなっていく中で、P r o p e r t y T a xもI n d i r e c t T a xもどう考えていきますかと。これが税制改革の議論なんですよということです。

最後にこの消費税をどう考えるか。だから、私が言いたかったのは、消費税、消費税って頭いっぱい議論をしても、それは非常にテクニカルなことで、ざくっと言って、まあ、日本の消費税というのはそんなに悪くはない。パフォーマンスも悪くはない。いいですか。消費税1%で、G D Pの0.5から0.6取れるわけですから、物凄い効率的な事例だと。

それで、そこでの論点は何かということですけども、日本の消費税というのは5%というのはうそで、4%が国税の消費税です。法律では1%じゃなくてその4分の1が地方の消費税ということにかかると。ここもまた微妙なところですよ。1%で書かれているわけじゃないですよ。4分の1と書かれている。したがってたまたまこれは5%になっている。その消費税の特色、まあ大体これがO E C Dが日本の税調も、まあまあ君たちもO E C Dと同じようなことを言っていますよねと言ったのがこれです。それは、やっぱり特に高齢化の観点からすると、税をある人の生涯の一時点の負担の公平で見ると、物凄いミスリーディングだと。長い人生にわたっているような給付を受けていくわけですから、生涯の観点から見ないといけないであろうと。そうすると、難しい議論を出すまでもなく、皆さんちょっと思っただけならば、生涯にわたる所得の変動と消費の変動を比べてみれば、消費の方が小さいのに決まっていると。

それから、貯蓄あるいは資産選択への影響が小さい。これもそうですよね。消費に課税するわけですから、貯蓄選択への影響が小さい。

それからこういう税をかけることで、言わずもがなですけども、社会保障負担の多くが、高齢者に適用される社会保障の負担が、若者にしわ寄せされることを、ある程度是正できると。

そして、今日はこれは、私もコンプリートな事実ではご説明できませんけれども、まあ、白石さんの方でやってくれればいいんですけど、同額の税収を所得税と消費税で上げたら、どちらがp r o - g r o w t hかというような議論は、多くの研究がなされています。大体の議論は、成長促進的なのは消費税だと。基本的な理由は、こういうことです。

というようなところで、これは消費税のコンセンサスで、僕もこれがそのとおりだと。それで、お手元の資料の、これはまだ出ていませんけど、社会保障統計年鑑というのが毎

年出ます。そこに毎年コラムを1つずつ書くことになっていて、今年は消費税と社会保障財源ということで、政府税調の抜本的な11月の答申でも、今申し上げたようなことを書いていますよということを行っているわけです。

そういうわけで、日本の税制を考えるときに、消費税は重要だとはいえ、そのテクニカルなことはあります。あるけれども、基本的に日本の消費税にはインボイスがないと言いつつ、考え方としてはほとんどインボイスを使っている仕組みと同じです、そのパフォーマンスというのは、先ほどのようなものですから、それは先取りする気ありませんけれども、複雑な税率になればインボイスを入れていけばいいし、改善していけばいいと。

ただ、やはり今も何かいろいろ政治的な軋轢の中であまり出てきませんが、やはり日本が抱えている問題というのは、やはり1990年代終わりの危機的な状況の中で、理由はともかく発行してきた債務が膨れ上がっていると。この問題をどうするかということだと、私は思っています。

景気がこれから、もし悪くなったとしても、金融も打つ手がない。財政もこれをさらに膨らませることは、もう現実的にはないわけですね。だから、財政赤字は節度を持ってとか言ってきましたけど、本当にこれから景気が何か悪くなっても、日本の財政がそれに機動的に対応できないという現実が起きているわけです。

そういうことで、そういう中で財政の一体どこを直せばいいんだと。その歳出サイドで。それとあと同時に、どうしても増やさなきゃならない税としては、一体その税制改革はどういうふうを考えていったらいいんだというようなことを、思いついたような形ですけれどもお話しさせていただきました。

以上です。

【青木小委員長】 田近先生、ありがとうございました。

先生へのご質問や、あるいは意見交換、当然必要ですけれども、後程まとめて行うことにしたいと思います。

続いて引き続きで、白石主席研究員の方からプレゼンテーション、お願いいたします。

【白石主席研究員】 ご紹介に預かりました白石でございます。

いただいた宿題は、複数税率をめぐる考え方とか論点について、学説とまではいきませんけれども、どういう論点があるかということ、今日お話しすることでした。初めにその話をさせていただいて、少し時間があるようでしたら、経済的な影響とか非課税制度についてお話をさせていただきたいと思います。

配布資料の3ページを開いていただきたいのですが、よく所得税とか法人税に関して税率をどうするとかいろんな議論がありますが、消費税はご承知のとおり、ある財に5%の税金をかけるという、ある意味、子どもでもわかる仕組みで、非常に単純な税金なわけですが、ただ、これから税制改革において本当に消費税をいじってくるとなると、幾つかの論点があるわけです。

まず初めの論点としては、税率を何%にするか。5%にするか10%にするかという論点があります。それから、それに関連して課税の対象をどこまでとるのか。つまり非課税にするとか、あるいは日本ではありませんけれども、ゼロ税率を導入するとかいったテーマがあります。

それから、今日メインになるお話ですけれども、複数税率。日本は単一のレートですが、そういう国は世界的には実は少なくても、世界の多くは単一税率がいいんだけど、どういうわけか複数税率が入っている。なぜ、そういうものが入っているのかということです。

最近は言われなくなりましたが、1989年にその消費税が創設されたときには、いわゆる益税というのが発生して、中小企業が得をしているという話がありました。免税点とか簡易課税の制度をどう設定するかという論点もあります。

あるいは、インボイスをどうするか。発生主義か現金主義については、日本は発生主義ですからそこはあまり問題がありません。さらに、福祉目的税、コンプライアンスコストなどもテーマになります。私は民間の人間ですので言わせていただきますと、消費税というのは消費者が負担しているわけですけれども、代わって納税しているのは企業なわけですね。会社は確かに消費税を負担はしていないけれども、もろもろの徴税事務に関して、やはり一種のコンプライアンスコストが発生しているという点を申し上げたいと思います。

以上が消費税をめぐる論点に関する簡単な復習です。

次に、ここからが複数税率なんですけれども、消費税に関して、なぜ多くの人が否定的というか、拒絶反応があるかということ、それは逆進性があるわけですね。4ページの右のグラフを見ていただければ、これはちょっと古いんですけど、「平成15年家計調査年報」からデータをとって、このローマ数字の から というのは、 が所得の低い人です。 が所得が高い人で、要するに十等分しているわけです。これを見ますと、消費金額にそれぞれ品目別の消費税率を掛けていくことによって、所得の少ない人というのは、大体年間10万円ぐらい消費税を負担している、これが棒グラフです。所得の多い人になってくると、収入も支出額も多いので20万円以上の消費税を負担しているということになります。

線グラフは、これ世帯ごとに見ているわけですけれども、世帯の消費に占める消費税の割合です。そうすると、大体3%台の後半です。先ほども課税ベースの話がありましたけど、本当だったらすべての商品に5%の税率がかかればこの数字は5%になるわけです。しかし、非課税品などが存在するために4%以下になっている。

ところが、ここで注目すべきことは、この消費支出に占める消費税の割合を示すラインというのがほとんど水平ということですね。つまり、非課税品を所得の低い人の方がたくさん消費しているわけではないということです。次に、逆進性の問題でして、その人

の年間収入と消費税の金額の比を取ると右下がりの線グラフになる。なぜ右下がりのグラフになるかというと、所得の多い人というのは、自分の収入のすべてを消費に回すわけではなくて、一部を貯蓄に回しているからです。つまり、消費支出に占める消費税の負担割合は、所得の多寡によって差がないのですが、この逆進性というものが存在するから、消費税というのは大衆課税として不人気になっている。ちょっと結論が先走りますけれども、複数税率によって、もしこのグラフの傾きを和らげることができるならば、複数税率があってもいいんじゃないかということになります。

ただし、4ページの左側の議論を見ていただきますとわかりますけれども、伝統的というか多くの先生方がおっしゃっている議論というのは、やはり複数税率には問題が多いということです。例えば今5%の税金があって、ある財には1%の軽減税率が適用されると、それだけでその商品というのは圧倒的な価格競争力を持つわけです。そうすると当然消費者とか生産者にも、こっちの方をつくった方がいいとか、あるいはこっちの方をたくさん買っちゃいましょうというような、経済的な行動に歪みが発生します。あるいは、逆進性が存在するならば、何も税制を使わなくても、要するに収入が低い人たちの消費税負担が多いんだったら、手渡しでお金か何かを渡せばいいんじゃないかという議論があったりして、このように複数税率というのは不人気でございます。

しかしながら実際には、これはEUなんですけれども、アメリカには州税としての売上税がありますけれども、国税としての付加価値税というのはないので、グローバルなスタンダードというか、消費税の太宗というのはEUだと思うんですけれども、EUでは実は、軽減税率の対象品目というのを決めていて、この品目に関しては軽減税率をしてもいいというふうに決めています。中はおいおい見ていきますけれども、基本的には食料品とか、あるいは社会保障関連、生活関連ものに関してはいいんですよということを言っているわけです。

それでは、本当に逆進性が緩和するのかというのを、単純に試算をしているわけです。5ページのグラフは、これは先ほどご説明が、田近先生からもお話がございましたけれども、年収に占める消費税の割合とそれ以外の直接税、すなわち所得税とか住民税の割合というものの合わせた負担率を見たものです。そうすると濃い青い棒グラフの方は、右下がりなわけです。つまり消費税については逆進性があるわけですがけれども、日本の場合は、それを補って余るぐらいの直接税の負担があるから、全体では、むしろ累進課税となっている。

右側のグラフが単純な試算なわけですがけれども、消費税率について5%ケース、10%ケースをみたものです。逆進性を示す傾きの度合というのはさらにきつくなってきて、逆進性がかなり高まっていきます。そこで、食料品とか水道とか交通費とか、EUで言われている軽減税率の対象品目には5%で据え置いたらどうなるかというのが、三角印のついた線グラフなわけです。

そこから言えることは、軽減税率の適用は、確かに緩和にはなりますけれども、日本の場合、あるいは世界どこの国でもそうだと思うんですけれども、収入の多い人と収入の少ない人というものの消費のバスケットの中身が違っていれば、ちょっと古い言い方ですけども、例えば収入のある人がお米を食べていて、収入の少ない人が麦を食べているとしたならば、麦に軽減税率を適用すれば、この傾きというのは明らかに変えることができるわけですけども、どうも日本では、所得の高い人もユニクロに行ってシャツか何か買っちゃったりしている人ばかりで、軽減税率を適用してもそれほど効果がないんじゃないかということが、予想できるわけでございます。

6ページの次のグラフが、今問題になっているのは、消費税の導入根拠として特に年金の財源を見たときに、我々よりも上の引退世代に比べると、今の現役世代、あるいは子ども世代の方が、年金の保険料の負担というのは高くなって行って、引退世代というのは得をしているから、彼らからなんとかお金を取れないかと。その財源として、消費税というのがあるんじゃないかという、世代間の公平性の観点から消費税を導入しようという話があります。

ここでのポイントは2つありまして、左側は10歳階級別の消費税の負担率を見ているわけですけども、これを見ると、要するに40歳代とか50歳代というのは、実額ベースでは確かに消費税の負担をしているわけですけども、ただ、対消費支出で見た負担率というのは他の世代とあまり変わらない。つまり、世代別というか年齢階級別に見たときに、40歳代の人だからといって、特にあるものを消費しているということはなく、やはり日本の場合は、若い人も高齢者も大体似たようなものを買っているから、対消費支出に占める消費税の割合を見た負担率は、ほぼ同じ傾向が出てきます。

ただし、この6ページの右側のグラフを見ていただきたいんですけども、引退者の場合には貯金を取り崩して、毎月暮らしているわけですけども、そういう人達の収入に占める直接税、とか消費税、社会保険料の割合を示しております。このグラフはちょっと微妙なグラフであると私は考えていまして、どういうことかということ、勤労者世帯に比べると、無職高齢者世帯といわれる人たちは負担の割合が低いわけですね。要するに、租税及び社会保険料負担の割合が低いわけですから、消費税を上げるという議論は確かに成り立つ。

ただ、逆に言うと、年収に占める消費税の割合というのは5%の場合では、勤労者世帯の場合は2.3%ですけども、引退する人というのは、もう収入が少ないわけですから、3%台になってくるわけですよ。そうすると、5%のときは2.3だから、10%にすると4.6という感じでどんどん増えてきて、この両者というのが逆転するということはないし、また、先ほどから議論のとおり、今の引退者の多くの方は払った年金保険料に比べるともらう年金が多いから消費税を増やしてもよいとも言えます。ただ、ここはちょっと思案のしどころではないかというふうに思うわけでございます。なぜなら、高齢者の収

入は少ないから同率の租税負担が妥当かということそうでもないからです。

次は、特にEUなんかの話なんですけれども、複数税率自身はEUの指令においては、まずは単一の税率こそが望ましいものであるとされます。ただし、例外ではあるけれども複数税率というものがあっていいのではないかという考え方が最近出てきております。その考え方について少しご説明をしたいと思います。また、これが今後日本において複数税率を導入するときの議論になってくると思います。

伝統的な議論としては、7ページの一番左の四角のなかに書きましたとおり、単一税率の方がいい。市場に対する歪みも少ないし、コンプライアンスコストも少ない。ところが、生産性向上というふうに書いていますけれども、幾つかの商品に関しては複数税率があった方がいいんじゃないかと。生産性の向上と書いてありますけど、実際の経済活動に結びつくということです。

これはアウトソースした方が効率的であるということです。例えばレストランとか自分の家でするちょっとした家事仕事なんかを考えてみたときに、EUですと15%ぐらいの税率がかかってしまうわけですから、レストランで15%の消費税を、付加価値税をかけて物を食べるぐらいだったら、自分の家で料理した方が、つまり食料品に関しては軽減税率がかかるわけですから、はるかに安上がりなわけです。

あるいはちょっとした大工仕事を大工さんに頼んで、そこで20%の付加価値税がかかるぐらいだったら、自分で釘と金槌を買ってきてトントンとやった方が安く上がるわけです。それをもう少し応用というか、大上段に振りかざして言うと、その人の行動としては非効率的なわけですよ。自分でつくるよりはレストランのものを食べた方が安上がりだし、時間も有効に使える、あるいは休暇をとって大工仕事を家でするぐらいだったら、その日は会社に行って自分の本業に専念していただいた方がいいというのが、この考えです。ただ、ここは一つ注意が必要なんですけど、商品とか市場の規模というのは、そんなに大きくないことが求められます。市場が大きいと軽減税率を適用すると別の問題が生じるからです。

それからもう一つ生産性をめぐる議論は、EU特有かもしれませんが、雇用を確保する。つまり、非熟練の労働を守るならば軽減税率を認めるわけです。介護とかクリーニングが非熟練といったら、それは日本でやっている人に大変失礼ですが、これはあくまでもEUの議論でして、やはり高い税率がかかると、多くの人は自分の家で洗濯をしましようというふうになってくる。それをすると、付加価値税がスキルの少ない労働者の雇用機会というのを奪ってしまう。そう考えたならば、多少低めの税率にして、産業というか雇用機会なり生産機会というものを与えた方が、経済全体としてはefficient、つまり効率的ではないかということになります。EUは最近こういう議論が出てきて、複数税率があってもいいんじゃないかなというような方向にあるわけでございます。



それからもう一つは E q u i t y、平等性という観点で、これはもう前から言われていることとほとんど同じです。低所得者が相対的に多く需要する財ならばいいということです。EUの場合ですと、食料品とか光熱費は確かに家計のバスケットに占める消費の割合が低所得者で大きい。ですから、ここに軽減税率というものを適用すれば、恐らくその逆進性の緩和に寄与するという考え方があるわけでございます。

ただ、この下に低価格のメリットを享受するのは高所得者と書いていますけれども、ここでもやはり条件つきなわけですよ。つまり、例えば食料品というものが、ほかの財の多くが15%なのに、食料品に適用される税率が5%だったならば、結果的にそれをたくさん買える人というのは、やっぱり所得のある人なわけですよ。ですから、何だかんだと言っても、やはり高所得者の方が得をしてしまうという面はあるかもしれません。

それからもう一つは、日本でも言われていますが価値財というテーマです。書籍とか新聞とか劇場のチケットというものは、文化政策の観点から安めにして、みんなが広く利用できるようにした方がいいんじゃないかという考え方です。これも、さっきの非熟練の労働力に似ていますけれども、マーケットが小さいから、多少こういうところに問題が発生しても、全体の歪みへの影響は小さくて済む。つまり単一税率の方がある意味で世の中全体としてうまく回るといって効率的なわけですけども、こうやって幾つか段階的な税率を設定すると、当然歪みといつか非効率が発生するわけですけども、まあ、書籍とか新聞とか劇場だったらそんな大きな市場ではないから、許容できるのではないかというふうに言われています。

ちょっと話が前後しますが、EUの場合は、これは皆さんご承知かもしれませんが、標準税率というものは15%以上25%以下というきまりがあって、軽減税率に関しては各国2段階、つまり2つまで設定することができる。それから、その軽減税率というものの最低は5%。つまり、5%以下の軽減税率は認められません。ある国が15%から25%標準税率を設定するならば、5%から15%の間に2つだけ税率の設定をして、それを選ぶことができるというきまりがあるわけでございます。

あとはコンプライアンスコストが大きいというようなことを、8ページではちょっと書いており、話が前後して申しわけないんですけども、特に企業側から見ると、例えばイギリスの混合製品と書いてありますけれども、レストランで例えばある食事のサービスをしたときに、食料品には軽減税率があって、レストラン・サービス自身は標準税率が適用されたとします。そうすると、購入されたのはレストランのサービスと、食料品の混合製品なわけですよ。この税率をいくらにするかで、一番もめるわけです。

スウェーデンなんかの事例があるんですけども、企業は税務訴訟を行政に対して起こすわけですけども、スウェーデンの場合ですと20%が付加価値税関連といわれています。日本だとそんなことはまずないわけです。つまり、複数税率にしていくと、さっき言ったみたいに幾つかの支持材料はあるわけですけども、税制が複雑化して会社側の方

はいろいろな不満が出てくる。アイルランドですと、食品に89個もの区分を設定して、これは何%、これは何%と。こういうコストというのはかなり大きくなるということが予想されるわけです。

補足的になりましたが、複数税率の問題点についてお話をさせて頂きました。ヨーロッパでは1992年にご承知のとおり、単一市場というのをつくりました。単一市場において一番問題になるのは、やはり付加価値税なわけです。つまり、所得税とか法人税だったら、例えばイギリスで30%でフランスで20%でも大して問題がないわけですがけれども、例えばデンマークで、先ほど出てきましたように25%の消費税率を設定して、隣の国のドイツで19%の消費税率を設定すれば、デンマークの人はちょっと自動車か何かに乗ってドイツまで行って買って帰りますよね。だから、そういうのが困るから単一税率がいいし、仮に軽減税率を設定するならば、この範囲でいきましょうねということをEUは言っていたわけですがけれども、先ほど、2007年ですから去年ぐらいから、さっき言ったように幾つかの理由から複数税率があってもいいんじゃないかという考え方に移ってきているわけです。

9ページの表では、どういう商品に複数税率が許容されるかということが書いてあります。ここで「Prod」というのは要するにプロダクション、つまり市場創出のメリットがあるものです。「Jobs」というのは非熟練労働に関連した項目です。それから「Income distrib」が、所得の再配分です。それから「Merit」が価値財です。このうち濃い緑というものが、複数税率が許容される商品を示しています。これを見ると1番のフードですと、レストラン。あるいは4番のLocally supplied servicesではクリーニングと書いていますけれども、クリーニングなんかも雇用機会をつくり出すという観点から支持されているわけです。

それ以外に幾つかの、薄緑色のラインがありますがホテルとか食料品、あるいは価値財としては、先ほど言っていました刊行物とか、Culture and entertainmentですから文化的なものといったものが出てくるわけです。

表の右側、これは本日の議論とは関係ないんですけど、赤だから気になるかもしれませんが、こちらはむしろ複数税率による問題が起きやすいものは何かというものです。これはCross borderとDistance sellingとあります。Cross borderとはさっき言ったみたいに、デンマークに住んでいる人が越境してドイツに買いにくるもの、あるいはDistance sellingというのは、インターネットで物を買うものです。例えばインターネットでイギリスで本を買うと17%の消費税率がかかるけれども、日本で同じ本を買うと5%で済むなら、インターネットで日本の本屋さんから買おうとしますよね。消費税というのは、基本的には購入した場所がかかってきますから、インターネットで買うということは、基本的に日本から買えば日本の消費税率が適用されるということです。

ここで、ちょっと見にくいですが、ブックとかミュージックとある部分に赤いところに書いてあるわけですが、本とか音楽のCDみたいなものというのは、そういうDistance selling、遠距離から物で買ってくるようなものに複数税率を設定すると、非常に問題がある財であるとされます。

あるいは、Tourismというのは、ホテルとかレストランも関連しているわけですが、パリよりもロンドンの方が付加価値率が低かったら、ロンドンの方に観光に行く人がいるでしょうという論点です。観光というのはそういうわけじゃなくて楽しいから行くわけで、そんなに税率の違いで選択するとは思えないんですけど、まあ、ヨーロッパのレポートではそうなっています。

以上をまとめますと、EUの最新動向では、徐々にその複数税率というものに関する根拠づけというものが出てきているということです。

ただし、原則は単一税率を支持しているということです。あまり私の意見を言ってもなんですけども、日本でどうしたらいいかという点について、個人的な見解を申し上げます。日本の消費税率は5%なんですけれども、最大でも15%だというふうに見ております。大きな政府か小さな政府かということを考えたときに、まだ多くの人は小さな政府を支持していて、そうするとEUの中でも下限の15%ぐらいが、15年とか20年ぐらい先の日本の目安だと思います。

そのときに、どういう複数税率がいいかということになってくるわけですが、先ほど申し上げたとおり、ヨーロッパというのは15%以上の標準税率を設定したときに、場合によっては5%とか、2%というのはちょっと異例なんですけれども、かなり思い切った軽減税率を適用しているわけですが、私はできれば我慢して、日本では10%ぐらいにはした方がいいんじゃないかなというふうに思っております。というのは、15%からの標準税率を設定したときに、5%の軽減税率が食料品に設定されれば、それはもうその商品というのは圧倒的に優位に立つわけですし、既得権化しやすいからです。

ヨーロッパでは5%ぐらいの税率平気で設定していますけれども、私は、将来的に10%か15%に上がってくるわけですが、その中で10%ぐらいまでは何とか我慢してみんなで上げていって、その後、もうちょっと上げるときには、一部複数税率があった方がいいんじゃないかと考えております。なるべくその軽減税率と標準税率の差というものを小さ目に設定しておく、後々問題にもならないのではないかなというふうには考えていますが、この辺は、いろんなご議論があると思います。

以上が、複数税率の話であり、大体終わったので、少し違う話をしたいと思います。

つづいて、非課税の話をさせていただきたいと思います。

なぜ、非課税かという、複数税率あるいは軽減税率と非課税というのは、名前とか言葉は違うけれども実はかなり似ているわけです。つまり、10%の標準税率、5%の軽減税率というときに、非課税だと今度はゼロ%ですから、ほとんど似ているわけです。

その非課税というのは日本でもあるわけですがけれども、2つのタイプがあります。1つは、土地の取引みたいに付加価値ではないことを理由として、課税の対象にならないものです。それからもう一つは、医療なんかですがけれども、社会政策上、これは非課税にした方がいいんだというものが設定されています。

ポイントは、そういう非課税品があったときに、どういう問題が起きるかということなんですけれども、ここはちょっと復習になりますけれども、1つは軽減税率もそうなんですけれども、税収が減少するということです。非課税品が増えれば増えるほど、あるいは軽減税率の適用品目が増えれば増えるほど、課税ベースというのは小さくなりますから、税収が減少してしまいます。それから、投入行動の歪みということなんですけれども、これは実はかなり重要な話で、会社が非課税品を買わなくなるんですよ。日本ではご承知のとおり、たしか社会福祉法人なんかそういう問題が起きているはずなんですけれども、要するに消費税というのは、課税品目を買って、それをお客様に、例えば当社だと誰かに売ると、お客様からもらった消費税と、課税品目として買った預かり商品の差額を税務署に納めるわけですね。そうすると、非課税品が増えてくると、会社から見ると非課税品を買うと税額控除が出てこなくなるから、なるべく非課税品を売る人というのを排除しようとしていくわけですね。また、非課税品を売る側の会社は更に大変です。非課税品の販売業者には税額控除が認められないから、投入物として購入した製品にかかる消費税が自己負担になるからです。

自家消費へのシフトですけど、そう考えてみたら、だったらもう全部初めから自分でつくっちゃう。買うのをやめちゃえば、全部コストになるんじゃないかという考え方があるわけです。

課税のデザインなんですけれども、ちょっとここはもう余計な話かもしれませんが、少しはしよりますけれども。では、どういうときに非課税品を考えていったらいいかということですよ。

まず初めに問題は、公共部門の品目というのは、多くが非課税品になっているわけですがけれども、民間と競合するような商品に関してはむしろ課税していった方がいいわけですよ。逆に民間からしたら困るわけですよ。政府が売るものが非課税で、自分が売っているものが10%、15%税率がかかってしまったら、ちょっとたまらないと思います。

それから、教育に関しては逆に言うと、民間が基礎教育的なものを提供しているんだったら、それは非課税にするというか、税率をむしろ下げた方がいいという議論があります。

健康とか医療というのは、これは教育に似ていますけれども、外部効果が大きいから、この辺は非課税にした方がいいと思います。

金融サービスに関しては難しいところなんですけれども、捕捉をどうしていくかということでございます。これは、ご承知の方には釈迦に説法かもしれませんが、金融、つまり銀行業というのは実は消費税を今、納めていません。なぜ、銀行業は消費税を納めて

いないかという、銀行業の付加価値というのは、お客様は2ついるわけですよ。1人は預金者、預金者から預金を預かって、そのお金を原資として貸金としてだれかにお金を貸すと。要するに、預金金利と貸出金利の差というのが、銀行にとって付加価値だけれども、ここで問題になるのは、この付加価値というのはどっちに帰属するかなわけですよ。つまり、私みたいな会社に勤めていると、私のもらった付加価値なんか、必ず売り手に帰属するわけですけれども、銀行業に発生する付加価値というのは、どっちにも帰属するわけですね。だから、その分割ができないんですよ。ですから、金融というのは、なかなか付加価値税になじまないと言われていて、今、非課税になっているわけですけれども、そこはまあちょっとずつ紐解いていくことによって課税をすればいい。

ちなみに、例えば皆さんの中で投資信託をやっている人がいればわかると思いますけど、投資信託の手数料というのは課税品というか、消費税がかかるわけですよ。なぜかという、投資信託の手数料というのは明らかにサービスを提供している対象がわかるから課税されています。

あと、建物とか住宅なんですけれども、これはよくご承知のとおり、民間の家賃というのは非課税なわけですよ。なぜ非課税かという、それは、持ち家というものは、例えば私が自宅を購入すると、いわゆる帰属家賃として毎年サービスが発生する。それに関しては課税されない。特に土地なんか課税されないのに、家賃に課税すると不公平だから。それも、よくよく考えてみると、ある土地を買って建物を買うことによって、一種の収益還元法によって将来的にどういう付加価値が発生するかというのを考えてくると、ひょっとしたら家賃とか持ち家などに関する課税の可能性というのも広がってくるかもしれないということでございます。

時間の制約がありますので、割愛しますけれども、納税協力費用です。13ページを見てください。これは、ニュージーランドの例なんですけれども、ニュージーランドのGST、goods and service tax、先ほどニュージーランドというのは、世界で最も課税ベースが広い付加価値を持っている国だというふうなお話がありましたけれども、1つここで言いたかったことは、会社というのは決してその消費税を右から左にパスしているわけではなくて、その徴税に係るコストというものを負担しているわけです。

対売上高の比率で、下の方が売上高が少ない会社。大きい方が売上高が大きな会社ですけれども、付加価値税にかける納税協力費用、つまりいろんな帳簿を整理したり、納税する費用というのが、100倍近く差が出てくるということ。

私は、よく益税がずるいとかいう話が出てくるんですけれども、中小企業において、ある程度免税点とか簡易課税というのが消費税において設定される理由というのは、税務署から見ても小さな会社ばかりを見ていけないという点もあるんですけれども、逆に納める方から見ると、大きな会社に比べると納税にかかわる費用というものが、対売上高、あるいは対コストによるとばかにならないから、少しくらいは面倒を見てくださいよねという

ような考え方があるのだと思います。

実際、あまり当社の話をして仕方がないんですけど、私どもの会社ですと、毎月の納税業者ですから月に1回、その1,000人ぐらいいるうちの社員の1人が帳簿を整理して、毎月1回納めるわけですね。だけど、中小企業だったら、1年のうち3月しか納めないけれども、そのときに、3人ぐらいしかいない社員のうち1人が1日つきっきりでやるわけですね。納税協力費用というのはそういう費用です。大きな会社になればなるほど、そのコストというものが全体のコストに占める比率は低いけれども、小さな会社になってみると意外とそのコストが大きいということでございます。

14ページの免税点に関しては、さっきの繰り返しになりますけれども、既に各国並みだということです。

最後に、かけ足になりますけれども、消費税と日本経済という話をしたいと思います。

実際のところは、よくご存じかもしれませんが、今、消費税がいつ上がるかとか、これからどうなるかということについては、きわめて不透明な時期です。数年前に歳入・歳出一体改革があったころは、小泉首相が自分の任期中は上げないと。そうしたら、みんな多くの人は、あの人がやめたら上がるのかな、2007年には上がるのかなと思ったわけです。あるいは、来年、年金改革によって基礎年金の国庫負担割合というのが、3分の1から2分の1へ上がります。だからそれにあわせて消費税が上がるのかなというのと、今になってあと1年を切った段階で、どうも何か上がる雰囲気がないと。そう考えると、どうもいつ上がるかというのは、ちょっとわからない時期にあるというふうに私は思っています。

消費税と日本経済の関係なんですけれども、付加価値税というのが5%から10%に例えば上がったとします。そうすると、モノの値段、これ一般的な物価水準じゃなくて、モノの値段が4.8%上がります。これは105分の110ということです。先ほどのとおり、大体日本の場合、消費税のカバレッジが84.85%ですので、消費者物価自身は、4.1%上がります。過去のGDPの推移を見ますと、89年と97年に上がって、そのときに89年のときも若干GDPの伸び率が減速し、97年のときの議論に関しては、果たしてこれが消費税の引き上げによって起こされた消費不況なのか、それとも秋の金融危機によって引き起こされた景気低迷か、議論が分かれるところですけども、過去の数字を見る限りでは、付加価値税というものを1%上げると、駆け込みで0.4%ぐらい、反動で0.5%ぐらい減少するといわれています。あるいは、これらを考えると、将来的にどこまで上げるかはともかくとして、いきなり5%上げるとするのはちょっと難しいのではないかと。つまり、経済という観点からいうと2%か3%ぐらいしか上げられないのではないかと。私には考えます。

その理由は、繰り返しになりますけれども、日本の消費税というのは課税ベースが広いわけですね。ですから、税率の引き上げに伴う経済のマイナスの影響は大きいわけです。

これを、私どもの会社でつくった応用一般均衡モデルという、ちょっと特殊なモデルをつくったんですけれども、専門の先生はよくわかっていらっしゃると思うので内容は割愛しますけれども、17ページの左側を見ていただきますと、税率を1%上げるとGDPが大体0.4%ぐらい下がります。5%引き上げると1.9%ぐらいまで下がります。3%だと1.1%。これは実質GDPなわけですね。その7掛けか8掛けぐらい、半分ぐらいが要するに消費になってくるから、実質民間消費もそれに応じてちょっとずつ上がったり下がったりするわけで。

消費に比較的大きなインパクトがあって、消費の割合というものがGDPに占める割合というのが小さいから、GDPに与える影響は小さくなっていくというのが、このモデルの因果関係でございます。

仮に5%上げて税率を10%としてGDPが1.9%、すなわち2%下がったとしたならば、それはどういうことかということ、日本の潜在成長率というのは、大体実質2%ぐらいと言われているわけですね。つまり、消費税を5%上げると、日本の潜在成長率の分だけ、成長率が低下してゼロになるわけです。この数字だとすごく大きいと言われて、その後の検証をしていないので、あまり強く言えないですけど。少なくとも私どもが計算した限りでは、物の値段が4%上がればGDPは2%下がりますよと言っています。もしそうだとしたならば、5%いきなり上げてしまったら、ほぼ確実に景気は逆に下降局面に突入してしまうから、やめた方がいいんじゃないかと。

17ページのグラフのうち青いラインというのは、それぞれの品目に対して軽減税率を提供したときに、どれぐらい下がるかと。そうしたら、そんなに大して差はないわけですけども、ここで挙げた食料品、出版、薬品、上下水道、旅客交通といったような品目に関して、軽減税率を適用すると、若干GDPの落ち込みというのを緩和することができる。

もちろん、GDPに対する影響を緩和するために軽減税率を適用するわけじゃないですけども、逆にこの一番上の数字というのを見ると、ヨーロッパなんかでそこそこ高い税率に引き上げ幅を設定しても、景気が悪化しないという原因でもあると思うんですね。つまり、課税ベースが狭い国で税率を多少高く上げて、実質的にはそんなに経済に対してマイナスのインパクトはないけれども、日本だとむしろ広いからですね。そうすると、そこで選択の問題が出てきていて、いろいろ将来的なことを考えると、広い課税ベースを保つために、低率の税率の引き上げ幅にとどめるか、あるいはいろんな製品に配慮とか、分配上の公正を確保するために軽減税率というのをかなり大々的に導入して、そのかわり標準引き上げポイントを高くするという選択の問題が発生すると思うわけでございます。

あとは、ちょっとここはもう専門的ですので、収入階級別に見たときに、どういうインパクトがあるかということを見ていますけれども、確かにその軽減税率などを適用すると、低所得者の支出の減少というのは、若干緩和させることはできますけれども、私どもが計算、研究した限りでは、それほどやはり日本の場合だと、やっぱり低所得者と高所得者の

消費のバスケットはそれほど変わらないので、あまり大きな違いはないということが確認と  
いうか、そういう結果を得ております。

最後の表は横向きになって恐縮でございますけれど、これはEUで導入している、今年  
の1月に出たEUの税率表でして、いろんな国の税率というものがスタンダードレートと  
か、リデュースレートというのがどういうふうに設定されているかというのがわかりま  
すので、ご参考になれば幸いです。

かけ足になりましたけれど、どうもありがとうございました。

【青木小委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間を使いまして、20分程度だと思えますが、今プレゼンテーショ  
ンしていただいたことについての、ご質問あるいはご意見の交換等をしたいと思ってお  
ります。

ご質問、ご意見のある方から、挙手をしていただければと思えますけれども。

では、池上先生、お願いいたします。

【池上委員】 池上でございます。

田近先生に、ちょっと簡単なご質問をしたいと思うんですけれども、消費税と言いつつ  
財政全般についてのプレゼンテーションをいただいたということで、どういう税をどうす  
べきかということについての全体的な地図を描いていただいたと思うのですが、ちょっと  
よくわからなかった点が1つありました。それは社会保険料のところなんですね。つまり、  
消費税については、まあ効率的だから拡大すべきであると。法人税を、それから事業税は  
下げるべきだという話、大体のお考えはわかるわけですけれども、社会保険料のところ  
につきましては、先ほどのOECDでも田近先生、八塩先生の表でグラフを引用されてお  
りまして、どうも個人所得税の方は累進的だけれども、社会保険料は逆進的であるとい  
うようなことを田近先生は証明されているということで、逆進的なんだということは言わ  
れたんです。だから、どうしろという話については、実はよくわからなかったというの  
があります。

それから、社会保険料について言うと、これは皆さんご存じのとおり、年金にしろ医療  
にしろ、これまで税という名前のものは上げにくいから、社会保険料を代わりにどんど  
上げてきたという、最近の歴史があるわけでございますね。そういう現状を見たときに、  
社会保険料をどうするのかということを考えるのが重要だというのは、先ほど田近先生  
が言われたとおりなんですけど、じゃあ、どうするのかということが、これが2点目で、1  
点目が逆進性の評価。だからどうするかという評価。それから2点目は、今言ったように、  
税という名前は使いにくいから社会保険料を使ってきたということに対する評価。

それから3点目が、事業税、いわゆる外形標準課税と社会保険料との類似性といいま  
すか、あるいは違いといえますか、そこに対する評価なんですけれども、片方で例えばOE  
CDなり何なりが、外形標準課税というものは、例えば雇用に対して削減するといいま  
す



か、雇用機会を減らすと人を雇いにくくなるんじゃないかと、そういうような効果を持っているというふうに言ったときに、じゃあ、社会保険料はどうなのかと。社会保険料を仮に税と同じように強制的に徴収される税のようなものであるというふうに考えますと、これはまさにそのとおりなわけでありまして、むしろ、そういった外形標準課税よりもっと雇用を減らすという議論になってくるわけですので、当然のことながら、それは避けるべきだという主張になってくるのかなと思うのですが、それはそういうふうに考えてよろしいのかということ。

ついでにもう1点伺いますと、先ほど法人税の税率の比較について国際比較を出されていたのですが、当然のことながら、これいろんな先生方、社会保険料と法人の税を合わせて国際比較しなければ、あまり意味のある比較にはならないのではないかということはあると思うんですけども、そういう形での比較をしたときにどうなるのかなということについて、ご意見を聞かせていただければというふうに、主に社会保険料をどう考えるかということから、ご意見、伺いたいと思います。

【青木小委員長】       ありがとうございます。

田近先生、お答えをお願いいたします。

【田近教授】       基本的に社会保険料に関して舌足らずというか、時間がなかったので、むしろ、あまり池上委員がおっしゃったように、包括的なことを今日、しゃべるべきかどうか、しゃべりながらしゃべるべきかどうか考えていて舌足らずなんですけど。

すみません。資料の24ページ。せっかくですから開けていただいて、社会保険料をどう考えるか。そのマクロの歳入全体の割合で見ても、これは何をやったかということ、国民生活基礎調査というのがあって、そこで、これはサラリーマン、我々のつくったグラフじゃなくて彼らが我々の数字をグラフにしたので、サラリーと書いてありますから、これは給与所得世帯です。給与所得世帯というのは、世帯の所得の半分以上が給与所得という定義でやっています。

これを最新で、2006年でやったと。これ、どう見るかということ、もう一回復習ですけど、  
、  
と書いてあって、所得階層を から 階級で が一番上と。そうすると、点線のところが社会保険料ですから、当然これは逆進的になってくると。また、社会保険料というのは、かなり上ですけども、所得の上限がありますから当然これは上がってくると。

ただ、したがって、どういうことが起きるかということ、実線の下のごとく上がってくるのが、これが個人所得税と住民税の和です。そうすると、なんと 階層まで、先ほど申し上げたように世帯で見ると、社会保険料が高いと。だから、同時に考えなきゃならないというのは、先ほどそこまでいって、だから何だというのが池上委員の質問だと思うんですけども、基本的に社会保険料というのは、その保険に対する利用料、保険料ということであれば、それは保険数理に見合ったものを払ってもらおうと、払わせるべきだと思います。

ただ、これがそんなに簡単ではなくて、社会保険をやっているわけですから、我々が生命保険に入るとか、火災保険に入るとかいうのとわけが違う。家が燃えているから火災保険に入れてくださいと言ったって入れてくれはしませんけれども、あなた病気だから医療保険に入れないということはある得ないわけですよ。そうすると、保険としてはその会計が閉じるように、閉じるというかバランスができるように保険料を取らなきゃいけない。ただ、社会保険としての任務もある。これが課題なわけです。

これをどう考えるのかですけれども、もう一つ言うと、　　というのは、どうも我々どういう人がいるかわからないんですけれども、　　、　　あたりになってくると、いわゆる所得格差の問題もここに入ってくるんだらうな。正規就労、非正規就労の問題もここら辺に入ってくる。とすると、我々考えたのは、この続きのペーパーもあるし、またさらにそれを具体化したのを今作っているんですけれども、　　、　　とかこの辺の階層の負担をどうやって緩和するんだと。そうすると、この部分の社会保険料を下げたあげると。そのかわり所得税の方を上を上げて、どう上げるかといっても課税ベースを直すとかして。だから、下の実線を上を上げて、そして社会保険料の部分は、それは税額控除というか、社会保険料を減免する形で直してあげる。そういう改革が必要なんだと、私たちは思います。

じゃあ、消費税について。消費税はどういうことかと言えば、消費税というのはある意味でそういう改革をしていく原資を供給するわけだと思います。だから、大切なのは、社会保障を考えると、今、だから社会保障と税を同時に考えなきゃいけないということと、それから、税や社会保障を考えると、やはりライフタイムで考えなきゃいけない。若いときから死ぬときまでの間の、全体の負担のバランスで考えなきゃいけない。そうすると、生涯で考えるときには、やはり高齢者からも私は応分のものを取るべきだ。つまり、公的年金等控除というのは抜本的な改革が必要だ。そうした原資でもって、その部分で所得階級を、　　、　　のあたりの負担を緩和する。保険料はきちんと取る、しかし負担能力に応じて減免するべきだというのが、考えです。

そして、よく企業負担で同時に、税負担と社会保険料負担を考えるべきだ。その背後にあるのは、日本の企業の社会保険料負担が低いじゃないかというようなことですが、ただ、だれがどの税をどう払うかというのは、若干問題があるにしても、私の考えは、もうそういう時代は先に行っちゃっているんじゃないのか。つまり、高い法人税の帰結が、もし日本の企業が例えば40で、日本で法定税率が40で、中国へ行くと25、そして韓国に行っても25、それが20になるというようなときに、日本の企業がだんだん企業の所得、あるいは内部留保が確保されていく中で、海外生産して所得を海外にとどめてしまえば、実効的に税率を下げることはできるわけですから、どういう議論をしようと実効的に企業は節税ができる。それができるような仕組みが、日本の外国税額控除制度ですから、それは避けられないということで、そこは現実的な問題としては、むしろ問題は日本の企業のビヘイビアが国際的な中でどう変わっていくかということです。

ただ、これは今日の i s s u e ではないので、それに対する質問は、同時に考える考えないと言っているときには、もう先の時代に行っているんじゃないのかというのが、私の考えです。

【池上委員】 最後のところだけちょっと確認なんですけれども、法人税の議論、税率を下げるかどうかということのを伺ったのではなくて、社会保険料の料率を下げるかどうか、そっちの方をちょっと伺ったのですが。

つまり、一緒に考えるということなんですけど、しかし、法人税の税率を下げていこうということ以前に、社会保険料の料率を下げていこうという議論の方になっていくのではないかなというふうに、議論全体の中から言うと予想がされたのですが、そういうことではないのですか。

【田近教授】 そうではなくて、社会保険料はこれからまだ上がっていく。上がらざるを得ないだろうなと。後期高齢者の制度が4月に入って、もうどうなるかわかりませんけど。

だから、制度自身のサステナビリティを考えれば、あるいは利用者の誘発的な事情云々を考えれば、やはり取るべき保険料は取るべきだと。ただ、払えない人は、さっき、この表で申し上げたように、払えない人に対してどうするか。そして、払える払えないをライフタイムで考えるというような視点で、私はいくべきなんだろうなと。

そして、それによってある程度社会保障給付が、私は上がると思うんです。GDPで医療費が6%やそこらでこれから推移することは、僕はあり得ないし、それはむしろ日本の医療にとって望ましくないのかもしれない。だから、それを吸収できるような、もちろんきちんと医療費を管理しながら、吸収できるような仕組みというのは、今の仕組みではないんだろうということです。

【青木小委員長】 ありがとうございます。

大分、田近先生のご主張が見えてきたかなと思いますけれども、そのほかの先生方、いかがでしょうか、ご質問。あるいは、白石主席研究員へのご質問でも構いません。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それで、田近先生は主として、ドイツを念頭に比較されているわけですね。

ちょっと確認なんですけど、先ほどちょっとおっしゃっていた医療費の問題。日本は、医療費が直接に公的な負担に跳ね返るシステムになっているというご指摘がありましたけど、一方で医療費は低いと。つまり7.3だと。ヨーロッパ諸国は8から9という、ドイツだけ異常に高くて10.8っているわけですね、既に。日本は、2025年に、このまま予測でいっても8.8にしかならないというか、8.8にもなるというふうに表現されていますが8.8ですね。

それから社会保障全体の比率からいっても、日本は23、幾つですが、これ2025年予測で26%ちょっとですね。ドイツはもう既に38.8いっていますから、かなり大きなウエイトを持っているということがあって、ここら辺、どう考えられて。したがって、どういう税の負担構造を、それを支えるために負担構造という裏側の問題が出てきますが、それをどう考えるかということと、ドイツの場合に、共同税になっていますので、先ほど田近先生がおっしゃったように、これから付加価値税の時代で、そちらにシフトしていかなければならないとした上で、ここでは主として国と地方の比率、国と地方でどうかけあうかということを検討していくことになるかと思えますので、ここをどう考えられているかと。

つまり、ドイツの場合には、付加価値税、法人税などについては共同税になっていて、全体でとって、税制によってちょっとごたごたありますけど、大体連邦4ですよ。地方6と。先ほどの法人税の改正についても、地方の反発が非常に大きかったのも、営業税については自主的に税率を引き上げていくということ認めて、むしろ地方のウエイトは増しているはずだというのが、僕の理解ですが、そうだとすると、先生がおっしゃっているような意味で付加価値税にシフトしていくとして、国と地方の付加価値税の問題について、先ほどのお話からはちょっとメッセージが伝わってこなかったのも、ご意見いただければと思います。

【田近教授】 今日、意図的に、具体的にその細部にわたることは話さないようにしてきて、また、ある意味で話すべきではないと思っているのは、やはりこれだけの財政赤字を抱えて、そしてこれが景気後退というときに、日本が金融の方も手が縛られて、財政の方はもう、手が縛られているというか、金縛りみたいになっている。物凄いリスクをかかえているわけですよ。

だから、そこで膨大な赤字というのは基本的には国が抱えていると。そういう中で増えていく社会保険料も考えて、どう改革していくかと。つまり、プログロース、だから成長、先ほど白石さんも潜在成長率をどう生かすかということですけども、せいぜい2%ぐらいですよ。だから、それを最大限どう生かすかというのが、もう一つの課題。

すると、神野先生の今、日本がこれから医療費が伸びないじゃないかというのは、伸ばさないとやっているだけの話ですよ。伸ばせないわけですよ。つまり、伸ばしていけば、それがさっき言ったように、ファイヤーウォールなしに直撃して財政に来ますから、このゲームをやっている限り、全体を増やさないといい続けなきゃいけないわけです。諮問会議は、身の丈を小さくしろ、背の丈を小さくしろといい続けなきゃいけない。それは、ゲームとして言わないと財政が持たないわけです。厚労省はそれに対して、それは嫌だから何とか何とかをやると、メタボでウエストが85以下になると6兆円医療費が節約できるんだと。そういうゲームをやるわけですよ。

だから、隘路に入ったのを脱出するためには、私はだから、一方で社会保険料は上げながら、

払えない人に対してどうするんだと。ただ、その結果、払えない人が物凄く増えてきて、そして財政の負担が増えるのかもしれない。それはわからない。ただ、そのときに言わせてもらえば、やはりいつまでも甘いことを言っていてはやっぱりおかしい。国から補助金を受けるなら、それなりにきちんとしたところは証明すべきだし、ある意味では番号だってやっぱり持たなきゃいけない。だから、国から何かもらうなら、それなりの番号を持ったり所得証明をする。そのかわり、国は助けてあげましょうという仕組みが、私は必要だと。

だから、神野先生の質問は、やっぱりこれから高齢化を踏まえて、その、国のやっているプロジェクトというのは、私もおかしいと。だけど、おかしいけれども、あれをやらないと財政は持たないから、そのゲームをしていると思います。

それで、あと、営業税が云々ですけれども、それを今ここで、ドイツの法人税改革についてきちんと準備もないし、やれはしませんけれども、その骨太のところはやっぱり成長をどう促進していくかというところに、私はあるんだろうなと。それで、またそれを面と向かってやれないとすれば、それに対して企業はそれを避けるような行動を背後で同時にやっていくから、結局は税が抜けちゃうということになるのかなと思っています。

【青木小委員長】      ありがとうございます。

その他、先生方ありますでしょうか。

【金子（清）委員】      年金、医療、介護のいわゆる社会保障経費を賄うために、消費税を目的税化にして消費税を増税すべきではないかと、今、議論がございしますが、これについてどうお考えか、お聞きをしたいというのが1点と、もし、そういう方向で消費税ですべてを賄うとした場合に、特に年金の世代間の負担の公平を図るために、どういう措置をとったらいいかということについてのご見解があれば、お聞かせいただきたいと思いますが。

【白石主席研究員】      ご承知のとおり、消費税は今、目的税ではないんですけれども、消費税の用途は目的化されていて、予算の総則において、用途は社会保障にと書かれていますけれど、私はそれで十分だと思っています、わざわざ目的税にしなくても、優先的に社会保障の方に回すんだというふうに言えばいいと思います。

それから、もう一つは、社会保障費、先ほど21兆円と出ていましたけれど、消費税は国の分だけで10兆円ぐらいですので、まだ足りていないんですね。

年金目的消費税は、大変に今、支持をしている人が多いんですけれども、私は、余り筋のいい話ではないと思っていて、やはり世界的に見ても、付加価値税を目的税化しているという国はないんですね、受益と負担というものが明確であるから目的税を取る。例えば道路を作ることは、自動車のユーザーである人が払うべきだからガソリンに税金を取るんだということに関しては、一応受益と負担の関係があるわけですね。ところが、みんな年金をもらうから、消費税は年金目的税だと、それは話としては飛躍のし過ぎだと思

うんですよね。ですから、あまり年金目的消費税というのは好ましくないと思っています。

年金問題についてはやはり年金債務という膨大な債務が発生しておりまして、近い将来、もう団塊の世代なんか引退するようなことに関する資金をどうするかということが最大のテーマです。それは一種の債務処理ですので、消費税を10%上げて返すというよりは、どちらかというところ、一括処理するような方策があるのではと、私は考えております。

余り答えになっておりませんが、ご参考に。

【金子（清）委員】 消費税を増税して、年金までするかは別として、今足りないわけでございますよね。すべてを賄うという方向に持っていくということについては、賛成でございますか。

【白石主席研究員】 私自身は民間人なので、困難なことを承知で申し上げますと、まずは行政改革の方が先であると。まずは、歳出のカットこそが先であって、ある程度の数字が出て、話が見えたところで消費税を上げるべきだと。自分なりに無理だと思っているんですけれど。まず、そこが大前提だと思っています。

その後は、課税のバランスとかいう話も今日お話しがあって、やはり消費税の引き上げというものが有力な財源の選択肢であるというふうに考えております。

【田近教授】 消費税がどのくらい財源という力があるかということ1%で、俗に2.5兆と言いますよね。仮に5%上げると12.5兆円。ただ、今の仕組みでいくと4割ぐらいが自動的に地方に行きますよね。そうすると、仮にざくっとですけど6割とすると、7兆円ちょっとしかないわけですよね、実力ベースで。

だから、結局あれもこれも買い物はできないわけですよね、そこで、だから例のここの議論の次になっていくんでしょうけれど、地方消費税というの、その中で、もちろん地方の分権の中で、消費税というのが地方財源としてどうしてどのように望ましいのかという議論はあるにしても、だから、みんなが2.5で計算して、もらう方はみんな2.5でやるけど、現実的には5%上げて、社会保障ということでフォーカスを定めても、実力ベースで7兆円ぐらいしかないというのがあるので、あれもこれもは、もう最初からできないのは確かだと思います。

だから、そこまでいくと、もっと根っこからの議論も必要なのかもしれない。私、今日一番言いたかったのは、やっぱり何遍も言うように、もう本当に危険な状態にいると思うんですよ。これで失業が仮に、わかりませんよ、増えたとしても、アメリカがついこの間、stimulus packageという経済刺激策をやりましたけれど、日本は本当にできないわけですよ。99年の定率減税をやろうとあったけど、今、さっき言った表の赤い下の部分をこれから増やすことはできない。本当に今まで言っていたことが、文字どおり壁に突き当たっているというところで、その2%なら2%の成長余力を、どうやって大切に実現させるんだというのかなと。というのが、私は一番、今日、舌足らずなのはわかっているんですけど、申し上げたかった。

【青木小委員長】      ありがとうございます。

いよいよ、いろいろな議論が出てくるところなんですけれども、そろそろ時間になりましたので、本日の小委員会をそろそろ閉じさせていただきたいと思っておりますけれども、田近教授、白石主席研究員、本当に貴重なプレゼンテーションとコメントありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。